

論文

東京大学創立前後

寺崎昌男

はじめに

東京大学は明治十年（一八七七）四月十一日に、ともに幕末以来の歴史を持ち、当時最高の洋学教育機関であった東京開成学校と東京医学校とが合併して設置された。この明治十年四月十一日は、「創立」という意味においては東京大学にとって「無二」の記念日であり、その後、帝国大学への改組（明治十九年）という別の意味での画期はあつたものの、今日まで受け継がれてきている。

しかし、この創立は、はたして明治初期の高等教育史上どのような意味と意義をもつたものか、創立直前の政府の大学構想はどのようになものであり、明治政府は東京大学にどのような「期待」をかけていたのか等の点になると、これまで必ずしも明かでなかった。

即ち從来東京大学の設立に関しては、同日附の文部省布達（第二号）、文部省所轄東京開成学校東京医学校ヲ合併シ東京大学ト改称候條此旨布達候事

が設立を証する法令として引用され、更に同日附で文部大輔田中不二

麻呂が、東京開成学校・東京医学校に對してそれぞれ發した左のよう
な達、

其校及東京医学校ヲ合併シ自今東京大学ト改称候條此旨相達候事
其校及東京開成学校ヲ合併シ自今東京大学ト改称候條此旨相達候事

およびこれらに附隨した、東京開成学校には法理文の三学部、東京医学校には医学部の計四学部を置くとへう達、法・理・文学部の「綜理」として加藤弘之を嘱したため諸事すべて同人の指示をうけて取り運べ
といふ法・理・文学部宛の達——これだけは四月十三日附であるが
——といった布達、達類が引用紹介されるに止まつていた。

本稿は、前記の諸点をめぐつて、これまで発見されてきた史料や知見の一、二、三を紹介しつつ、「東京大学」創立前後の高等教育の再編出発過程の一側面を整理してみようとするものである。とくに、明治五年（一八七二）の「学制」以後五年間にわたる文部省の官立高等教育機関編成政策の推移のもので、官立東京大学への道がいかに準備されてきたかを素描してみたい、というのが本稿の目的である。

編纂になる『日本近代教育百年史』の編集・執筆作業中に若干の新出史料にもとづく分析を試みたことがある。⁽¹⁾そこで、本稿では右の研究成果の概要をまず述べ、ついで、その際充分には紹介し得なかつた諸種の官辺資料の全文を掲出しながら若干の論点を補い、最後に東京大学「創立」の意味について一、三の考察を加えてみたいと思う。

一 「学制」の颁布と追加

明治五年（一八七二）八月の「学制」は、明治新政府が発した最初の包括的な教育法令であり、公教育制度に関する構想的な制度規定であったが、「大学」がどのようなものであるかについては驚くほどに抽象的な規定しか行わなかった。わずかに第三十八章の「大学校ハ高尚ノ諸学ヲ教ル専門科ノ学校ナリ其学科大略左ノ如シ 理学化学法学医学數理学」という一ヵ条をあげることができるだけである。このほか強いてあげても、「大学校」で専門学科を終了した者は、順次官撰の留学生として派遣されることがあるという規定が見出されるだけである。右の段階での「学制」の全文は百五十九章にも及んでおり、小学校や中学校については目的・性格・年限・種類などはもちろん、教則の細部にいたるまで實に詳細に規定していたのであるから、「大学」に関する規定の右のような抽象性は非常にきわだつてゐるのである。

「学制」は、全体としては構想性の強い法令であり、当時の教育実態とは相當に大きな距離をもつものであった。

全国に五万校以上の小学校を作り、中学校にしても一五〇校余を設ける、といふような規定は、この法令が当時の教育実態の整序をめざ

したのではなく、むしろ新しい近代公教育制度に關する新政府の将来構想を表現したものであつたことを示してゐる。それだけに、大学についての規定の抽象性は、當時の高等教育実態の未成熟を示すのではなく、政府部内とくに文部省内部に、大学・高等教育機關構想をめぐる構想の揺れがあつたことを示している。

こうした仮説に沿つて「学制」の規定をふり返つてみると、注目されるのは明治五年八月の学制（教育史の上では「学制本編」と通称される）ではなく、その翌六年四月に出された学制「編追加布達（以下、学制「編追加」と記す）」の存在である。

この「学制」「編追加」では、「本編」と全く異なり、實に詳細な等教育関係規定が登場する。

それは、「専門学校規程」と称するものであつた。「学制」「編追加」の全二五カ章のうち二一カ章を費やして、具体的に、かつ詳細に、「専門学校」なる高等教育機関の制度が規定されている。それによると、専門学校とは、小学校の教科を卒えて二年間の外国语学校（下等科を履修した年齢一六歳以上の者が入学する学校）であり、法学校、医学校、理学校、諸芸学校、鉱山学校、工業学校、農業学校、商業学校、獸医学校等のさまざまな類型の諸学校から成る、といふものであつた。修業年限は種別毎に予科三年、本科は「ないし三年」とするといふのである。

そのような骨格をもつ専門学校は、一つの重要な特質をもつ。「外国教師ニテ教授スル高尚ナル学校」たることを共通の性格とし、この学校を卒業して學術を習得した者は、「後來我邦語ヲ以テ我邦人ニ教授スル」ことを目的とする「師範学校同様ノモノ」だといふのである

(第百九十九章)。このような目的条項の前には、左のような注目すべき——しかし法令としてはむしろ異様な——規定がある。

外國教師ヲ雇ヒ専門諸学校ヲ開クモノハ專ラ彼ノ長技ヲ取ルニアリ其取ルヘキ学芸技術ハ法律学医学星学数学物理学化学工学等ナリ其他神教修身等ノ学科ハ今之ヲ取ラス

外人教師から外國語で教授される「専門学」は、法律学を除けば医学・自然科学・工学などの形而下的な技術学であり、むしろそのような諸学に限定して「彼ノ長技」を攝取するのがこの専門学校の目的だとうのである。

このような制度構想を含む「専門学校」は、明かに「学制本編」の「大学」ないし「大学校」とは異質であった。同じ「学制」の条章中にある二つの高等教育機関像の違いをどこに求めればよいか。

ここで注目されるのが、学制頒布の前年明治四年(一八七一)七月から文部卿の地位にあつた大木喬任の残した「訓示控」なる学制の内部批判ともいべき文書⁽²⁾である。

大木は、この文書で、大要次のような主張を述べてゐる。

日本に乏しく外國から攝取する必要のあるのは「百般ノ工芸技術及天文物理医療法律經濟」等の「実事」であつて、「智識」以上の「道理」を学ぶ必要はない。ところがこうした「実事」を学ぶためには、どうしても外國人によつて、外國語を通じて攝取する他はない。そこで、まず確立すべきは、外國語学教則、専門予備学教則、専門学校教則等である。これに對して、小・中学校の教育を歐米のままに引き写すことは、無益である。なぜなら「我レハ我國ノ文字言語風俗アルヲ

以テ、此国人ヲシテ人タラシメント欲ス。教ニルニ我國ノ小学中学ヨリ大学ニ上ルコトヲ以テセザルベカラズ」——という理由によるものである。「彼ノ国ノ小中学科ノ順序ヲ以テ今悉ク我レニ真写セバ、我ニ於テ其無益ナル固ヨリ言ヲ不待」というのである。

すでに先学も指摘しているように、これは文教最高責任者による「学制」およびそれ以後の高等教育政策への批判であった。そしてこのような批判が、明治六年四月の「学制二編追加」なる追加規定——実は既定路線の根本的ともいえる修正——の直接の契機であつたとみられるのである。

大木の批判を理解するためには、「学制本編」と相前後して文部省自身が布達した二つの教則、すなわち、「外國教師ニテ教授スル医学教則」および「外國教師ニテ教授スル中学教則」(明治五年八月十七日、文部省布達番外)にふれる必要があろう。右のうち、とくに中学校の方は、「学制」本編の規定した小学校八カ年の課程を終えた一四歳以上の少年に對して設けられるものであり、さらにその下に一年の予科ももつことになつてゐた。予科は二級一年間で、その間はすでに「洋語」で授業が行われる。本科入学の後は外國人教師によつて徹底的な普通教育が行われ、これを卒業した者だけが専門大学に入ることができる、といふ規程である。それは、学制における学校体系中に、外国人教師によつて教育する別系統の学校を設ける、といふに等しかつた。⁽⁴⁾「彼ノ国ノ小中学科ノ順序ヲ以テ今悉ク我レニ真写」する制度の一つには、このようなものが含まれてゐたとみられる。大木の訓示控が示すのはこのような「学制」体制への批判であった。

小・中学校段階における外国人依存政策の否定、それと対照的な「外国人による専門学」教育の重視とその形而下的技術学への限定、という二つの路線を、明治六年当時の教育政策主体は、「学制」一編追加で成文化した。そしてとくに後者の側面を実現する場として期待したのが、のちの開成学校と医学校であった。

一一 学制前における「専門学校」への動き

ところで、以上のべたような路線の選択は、さかのばってみれば、それ以前からすでにさまざまの形で試みられていた。

予兆の一つは、文部省・南校自体の内に芽生えていた。すなわち、南校を専門教育機関化しようとする動きであり、この線に沿った敷地・校舎獲得の運動である。

最初の明確なあらわれは、明治四年（一八七一）九月の史官あて文部省上申「南校近傍ニ於テ諸科学校設立地ヲ定ム」⁽⁵⁾である。

神田一ツ橋の地にあつた南校の周辺地域を囲い込み、将来の専門教育充実に備えようとしたものであつた。

文部省上申

学校ノ儀逐日盛大ニ相成追々生徒学業進歩ニ隨ヒ専門諸学科ノ学校ヲ取建且運動場ヲモ取設益振起セシムルノ目的無之候テハ不相済候処是迄南校地所狹少迫モ從來ノ儘ニテハ前途成業ノ見込不相立就テハ兼テ被仰出候旨モ有之別紙絵図面ノ通南校近傍敷地前断専門諸学科ノ学校取設候場所ニ致置度尤往々学校取設候目的ノ大略ハ絵図面ノ通ニ有之候就テハ区域処々ニ相分レ候様ニテハ不便利ノ筋不少候ニ付南校近所ニ一纏ニ致度候条是非共右場所朱書ノ

通一円畠込候様仕度此旨申上候也 九月

〔絵図面略〕

省略したが、絵図面によると、南校裏手の雉子橋通と、南校から西へ二筋をへだてた二色小路とによって囲まれる、南校敷地の四倍強に当る地所を新用地として取得したいという願い出であった。しかしこの願い出については、十月二十二日、史官によつて、なお大蔵省との間に交渉を重ねるべき旨が回答されただけであり、確定の反応はなかつた模様である。

越えて五年正月十一日、文部省は、「専門学校」を設ける旨を達した。同日附文部省布達第一号は左のようになつてゐる。⁽⁶⁾

今般専門学校取設理学・化学・法学・農業・星學・伝習可致候間吉願ノ者ハ右科目ノ内銘々見込ノ科相認メ當月二十九日マテニ南校へ願書可差出事

但英仏蘭独乙学ニ論ナク学力優等ノ者並ニ是迄訳書ニテモ右科目ヲ學居候者ハ試業ノ上入学差許候事

もしこの「専門学校」が予定通り開校されていたらならば、五年以後の南校の状態ははつきりと専門教育機関化の方向へ進んだに違ひない。しかし、実際には、「英仏蘭独乙語ニ論ナク」「訳書ニテモ」右の諸専門学を学んだ者ならば入学を許すといふ緩やかな条件にもかかわらず、集まつた生徒の学力ははなはだ低かった模様である。文部省は、一ヵ月半後の二月二十九日には早くもこの専門学校を閉じてしまふ。

同日附文部省布達第三号は次の通りである。

当正月専門学校相開候以来入学ノ生徒僅カ二十名ニ不過旁其内真ニ専門科ノ生徒タルヘキ者一名ニ不過未タ専門相開候時機ニ不至候間一ト先閉校致シ候

他日学者ノ進歩ニ応シ再ヒ可相開候条其旨可相心得候事

すなわち、この時、一応「専門学校」なるものが、開設されることはされたのである。しかし右の本文中にあるように、それは専門学を学生に足る生徒を集めることはできなかつた。この時果してどの位の人数の応募者があつたのか、二十名の合格者が誰であり、かれらへの学科課程としてどのようなものが準備されていたか、南校をそのまま専門学校として使用する予定であつたのかどうか。それらは今のところ未詳であり、後考にまたねばならないが、はつきりと言えることは、「学制」発布前八ヶ月の時点で、文部省がいつたん理学系および法学系の専門学校開設の構想をもちつづ挫折していく、といふことである。これは「学制」のもとで南校をいつたん専門学校でなく第一大学区第一番中、学へと再編するようになつた理由の一つを語るものと思われる。

五年一月二月段階の右の出来事に次いであらわれたのが、南校自身の内部における「専門大学校」化への動きである。この動きは、むしろ「焦慮」ともいえるものであつた。『東京帝国大学五十年史』上冊が伝える学内の動きを追つてみよう。

まず明治五年五月二十九日附の文部省宛同(当校生徒ノ儀ニ付⁽⁷⁾)は訴えている。

方今本省ニ於テ学制ヲ建テ中小大学校等ヲ設ルノ法之ナキニ非ストイベトモ未タ何レノ地ニ大学ヲ設クルヤ何レノ學則ヲ立ルヤ衆生徒未タ之ヲ知ルヲ得ス故ニ生徒疑惑ノ念ヲ生シテ方向ニ惑ハサル能ハス今其一例ヲ舉クルニ當今司法省ノ如キ教師ヲ招キ学校ヲ開キ以テ法律科ヲ教ル事ヲ布令セリ是ヲ以テ当校上等ノ生徒ニシテ殆ント普通科ヲ畢ラントスル者ニ至テハ志ヲ動カシ

法律有志ノ者ハ当校ヲ去リ彼ノ校ニ入ラントシテ退学ヲ願フ者比々之々有リ然レトモ現今本省ニ統ブ学校中ニ於テハ生徒有志ノ科ヲ学ブベキ道ナケレバ強ヒテ之ヲ拒ク能ハサルナリ

右の文中にいう司法省の法学校とは、同省明法寮(明治四年九月設置)の中に設けられた学校の謂である。五年七月五日開校されたものであり、右の伺書提出の五月段階ではすでに開校・募集のことが省外にも伝わっていたものと解される。第一回入学生徒が決定したのは八月十七日であったが、総員二十名中九名、すなわちほとんど半数近くの者が、南校からの退学者で占められるようになる。このような転進組の一人、加太邦憲の談によれば南校仏語正則第一級生三十名余のうち十五名ほどが「転学」を願い出たといふから、右の伺書の伝える学内の動搖は誇張ではなかつた。⁽⁸⁾

「……據シメ時ヲ期シ何ヶ月ノ後ニ至ラハ必ス専門大学校ヲ設ケラルヘキニ付各々方向ニ惑ヒ猥リニ退学ス可カラザル御趣意ヲ以テ一時生徒ヲ留メ置クヘキ旨至急当校工御達シ相成可然ト存候。」

という悲鳴にも似た請願⁽⁹⁾が出たのも無理ではなかつたのである。

しかし文部省も無為に過ごしていたのではなかつた。『五十年史』上冊の伝えるところでは、右の伺書と相前後して、文部省は南校に将来専門大学校を建設するに最も適当な土地はどこかと意見を徵していいたといわれる。この諮問書は今管見に入らないが、これに對して南校は、「教頭フルベック以下教官及職員等合議し、相提へて候補地に就き実地調査を行ひたり」⁽¹⁰⁾といふのが『五十年史』の所伝である。

この調査の結果、(一)神田一ツ橋の現地、(二)文部省敷地(旧聖堂)、(三)

上野山内、(四)神田駿河台の四候補地が上った。このうち最適地は駿河台であるといふのが南校および文部省当局者たちの結論であった。

右の結論は、五年七月九日、「文部省伺」として、南校教頭フルベッキの建議(六月十三日附)、文部省十一等出仕九鬼隆一の建議(日欠)、

南校舎中監事浜尾新の建議(五月七日附)を附して太政官に提出されている。⁽¹⁾

(1)

この伺の中で、文部省は、「専門大学ノ儀片時モ手ヲ付ケ不申テハ不相済候ニ付先ツ当令ノ本省ヲ以テ仮ニ専門大学校ニ相充度」という當面計画と共に、駿河台の地を将来の専門大学校建設の最適地とする結論を述べているのである。

この伺いを太政官はかなり好意的に取り計らおうとした模様であり、大蔵省に対して該地の所有関係等について質し、官有地とみなしてよいといふ同省の答議もえている。

しかしこの交渉一件は、八月二一日付の「大蔵省答議」をえた後立ち消えとなつてゐる。

『東京帝国大学五十年史』上冊の伝える駿河台大学校建設の一件は右の通りである。「七月九日右の見込を太政官に提出したるも、何等かの事情ありて終に其の運びに至らざりし間に学制の頒布ありて、南校は第一大学区第一番中学と改称せられたり」というのが『五十年史』の記述である。⁽²⁾

しかし太政官側の文書を検索すると、専門大学校の用地問題は、右の時点で立ち消えたわけではなかつた。

南校が第一大学区第一番中学に改称されて明治五年八月から翌

六年四月までの期間内に、ふたたび文部省は、今度は上野山内用地の拡大構想を太政官に要求している。⁽³⁾ 今、これに関連する『太政類典』の標目を列記すると左のようになる。

(一) 「明治五年」十一月二十七日 東京府へ達

文部省所轄上野御用地増地ノ儀ニ付別紙ノ通伺出候處御許可相成候条取計方ハ同省へ可打合候此段相達候也

(二) 「明治六年」一月八日 文部省へ指令
専門学校ヲ上野山内ニ設立ヲ許ス

(三) 「同年」五月二十二日
医学校等建築ノ為上野山内ノ地ヲ分割シテ文部省ニ属ス

(四) 「同年」八月十三日 文部省へ達

上野山内其省用地ノ儀別紙圖面朱引并朱点ノ通二区ニ分チ御渡相成候條東京府ヨリ受取往来道敷等不都合無之様同府協議ノ上取極メ間數坪數等詳細取調繪圖面ヲ以テ可届出此旨相達候事〔下略〕

(五) 「同年」八月十三日 東京府へ達

上野山内元本坊跡中堂跡其外共別紙圖面朱引并朱点ノ通文部省用地トシテ御渡相成候條引渡可申尤往来道敷等不都合無之様同省協議ノ上取調可申且又右ノ外公園地ニ被定候場所經画ノ儀追々見込相立大蔵省へ相伺候様可致此旨相達候事〔下略〕

(六) 明治九年四月八日 文部省届

文部省上野山内用地ノ内四百坪余ヲ返付ス
いまここに右の(一)～(六)の標目に收められている膨大な公文書往復類を一々引用する余裕はないけれども、要するに、駿河台用地問題立ち消えのあと、文部省は上野山内の元本坊跡、中堂跡を含む総計四万八

千五百十坪余の土地を専門大学校用地として譲りうける方向に転じ、このことが実現したのである。

右の(一)の「文部省伺」の一部には左のようにある。

「……東叡山ノ儀ハ駿台へ比較スレハ其地勢モ高燥ニテ別段差障モ無之字校設立ニハ尤究竟ノ場所ニ付元東校医学校建築ノタメ伺候處東南ノ方凡二万坪余先般所轄被仰付候外未タ多分ノ残地有之候間此度全山三拾余万坪ヲ一円管轄被仰付度然レハ専門諸学校トモ不残一山中ヘ相繩リ御弁利筋ハ勿論御入費省略ノ見込モ頗ル有之……」。

最終的に文部省用地となつた前記四万八千五百十坪余に比べれば、全山一円三十万坪余（もつともそのうち二万坪余はすでに医学校用地として文部省に移管されていたから、實際は二十八万坪ほどになる）といふのは大へん広大な敷地である。この広大な敷地を、将来の専門大学校用地として取得する交渉が行われ、それが実現していいたことを右の文書群は示している。

ところで、ここにいう「専門大学校」は、(一)の五年十一月と(二)の五年十一月にかけてふたたび開成学校、開明学校、広運学校などの名称に変わった。そのうちとくに開成学校（七年五月に東京開成学校と改称）は、しだいに諸科専門学の教場としての性格をつよめていった。それは学則によれば「諸科専門ヲ教授スル為ニ設クル大学校」であり、しだいに「学制二編追加」の法学校、理学校、諸芸学校、鉱山学校、工業学校などの専門学校を合併する形態の「大学校」となつていった。

一方、全国的にみれば専門予備教育としての外国语教育も、これと併行して充実する施策がとられた。開明学校や広運学校などはすでに外国语学校としての性格をもつていたが、六年の夏から十一月にかけて、まず東京の開成学校の語学生徒とさきに第一大学区第二番中学とされた東京洋学校の後身たる独逸学教場、それに外務省の外国语学校の後身たる獨魯清語学所の二者を合併して官立東京外国语学校が設置され、明治七年（一八七四）三月から四月にかけては、愛知、広

る専門大学校建設の計画が着々と進行していくのであり、「学制」本編の総合大学的な「大学校」構想がわずか半年後に修正されるという異例の出来事も、このような背景のもとに理解されるのである。

三 「専門大学校」への道

島、長崎、新潟、宮城の各大学区本部に官立外國語学校が設置された。これらはすべて同年十一月末には「英語学校」と改称され、また東京外國語学校からも一部の課程が独立して、東京英語学校（後に東京大学予備門に改組）が設置される。こうして結局八年段階には東京における高度の専門教育への準備が整うと同時に、その予備教育機関網が全国的に敷設されたのである。

この間の高等教育政策のうち、その内容に関して注目すべき点をあげておこう。

先述のように外國語による専門予備学と専門学の充実、それを通じての「実事」の摂取という基本方針は、外国人教師による専門教育と専門予備教育とを前提とした。この基本方針のめざす窮屈の目標は、日本人による邦語を通じての専門教育を可能にすることであったが、この目標の達成のためには、外国人教師の大量の雇入れが不可欠であるという、ペラドキシカルな条件が存在したのである。六年から九年ごろにかけて、文部省関係の外国人教師数は明治期の頂点に達した。これの減少は十代なかばであって、それは海外留学生の帰国などにより、次第に邦人による専門教育が可能となつたことによるのである。

第二に、海外留学生に関する政府は学制直前からこれを文部省（当初は大学）の所轄に移す方策をとったが、学制以後公費・私費ともに自省の管轄に入るものと定め、官選留学生に等級を定め、督學局や大學教師がその選抜にかかる制度とするなど、明確に政府の主導による精選主義の方向に転じた。やがて八年五月、「文部省貸費留学生規則」を制定し、更に厳格な選抜方法をとったが、当時の段階ではこれ

に応募しうる資格者は少なかつたため、東京開成学校の生徒中から選抜する方式に切りかえた。以後、明治十年代にかけて開成学校とその後身である東京大学の卒業生中から官費留学生を選抜する制度が強化され、日本の高等教育の最高のレベルと欧米の高等教育とが留学生制度を通して事実上の連携をつくる方式が確立した。ただしこの場合も、専門教育の基礎は国内で修了し、その後さらに専門教育を求めて外国へ行くという型であって、専門教育の全体を外国に仰ぐという型はとらなかつたことは後に述べる国府台大学校の構想との関連で注目しておきたい。

第三に、専門予備教育の内容であり専門教育の媒体であった外國語の種類に関して、この時期のはじめに政府は一つの選択を行つた。それは六年四月十八日に、設立直後の開成学校における授業の際の外國語を英語によることにしたのである。これにともなつて從来フランス語、ドイツ語による學習を進めてきた生徒たちに特別の調整措置を探らざるをえないなどの実際問題は生じたものの、この措置がその後の文化学術の移入に関して与えた影響は少くなかつた。この措置をなぜ採つたかについて、明治八年の『東京開成学校年報』は、生徒が次第に語学的修練の段階から専門学習の段階に進めば、現在のようない、仏、独の三カ国語体制のままでは「勢ヒ必ス各科ヲ教ユルニ三国ノ語ヲ用ヰ、一学ヲ授クルニ三国ノ師ヲ以テスルニ至ル」であろうが、それでは費用がかかりすぎ、とても教師を揃えることはできないからだ、と述べている。これは専門教育充実の側面からみた財政的理由であるが、ドイツ語、フランス語、あるいはロシア語等が避けら

れ、英語が選択されたことには他の文化政策的理由があつたものと考えられる。

以上のように、いくつかの注目すべき諸点を含みつつも、開成学校およびその後身である東京開成学校の「専門大学校」化は進んだ。要するに六年以後の開成学校（東京開成学校）は、たとえば「学制二編追加」の中にあつた「諸芸学校」という専門学校の一形態を「諸芸学科」と全く同じ名称の「諸芸学科」を一つのコースとして設けた（六年四月）ことに象徴されるように、「学制」本編の抽象的な規定による「大学校」構想ではなく、「学制二編追加」の構想によつて進んだのである。

医学校（東京医学校）の方も、もとよりこの路線の上に、当初からもつていた専門学校としての歩みをつづけていた。

四 千葉県国府台の「大学校」建設設計画

三までにみたように、東京大学創立直前の東京開成学校・東京医学校は、全体として専門大学校化への道を進んでいたが、他方、まさにその途上の時点で、文部省部内には、これと別種の大学建設設計画が存在した。

そのことを示すのは、国立教育研究所の共同研究の際に見出された千葉県国府台の「大学校」設置計画である。明治八年（一八七五）から明治十年（一八七七）段階にかけての資料である。

その最初のものは、文部大輔田中不二麻呂の「大学校設立地所之儀ニ付伺」という伺書である。¹⁴⁾

大学校設立地所之儀ニ付伺

大學校ハ小中學卒業ノ生徒更ニ高尚ノ業ニ就キ潛神研学スルノ場タルヲ以其地位ノ適否ニ因テ身体ノ健康ニ関涉スル「最尠カラス且都會ノ地タル紛華雜沓万象其心思ヲ攬擾シ意慮ヲ深奥ニ着スルノ障礙ナキ能ハス是ヲ以テ歐米各國大學校ハ市街ノ塵囂ヲ距ル「若千里高燥幽邃ノ境ニ設置候經驗ニ隨ヒ大學校設立地所比年搜討ヲ遂ケ候處千葉縣管下總國葛飾郡真間國府台ノ地ハ至適ノ場ニ有之候間右地所七万三千四百七拾五坪壹合武勺五才後來大學校設立之敷地トシテト定致置度内務省へ照会差支無之趣ニ付社寺移転ノ儀ハ教部省へ民有地買上ノ件ハ千葉縣へ夫々商議孰レモ異存無之旨回答有之候案當省用地トシテ官有地ハ内務省ヨリ引渡シ相成候様致度尤民有地ハ地券規則ニ照し現存ノ竹木類共相當代価ヲ以當省定額金ヨリ買入可申候依テ千葉縣ヨリ差出候絵図面相副此段相伺候也

明治八年五月廿日

太政大臣三條實美殿

文部大輔田中不二曆

これをみれば、すでに文部省当局は、それぞれ所管の千葉県当局・教育部省との間に商議を済ませており、いわば充分に“根回し”をした

上で、太政大臣あての伺書を提出したものとみられるのである。三條は、この伺に対して、六月十八日附で「伺之趣聞届候事」と回答した。

なお、つけ加えておかなければならないのは、右の田中不二麻呂が、事實上当時の文部省の最高責任者の一人であつたということである。すなわち、前述の大木喬任は明治六年（一八七三）四月十九日で文部卿を辞した（従つて、「学制二編追加」は大木の最後の仕事だったことになろう）。これと前後して三月二十七日に三等出仕として入省したのが田中不二麻呂であり、彼は六年十一月には少輔、七年九月には大輔

に進んでいる。そしてこの間、大木の辞任後は、文部卿は長らく欠員状態のまま過ぎてゐるのである。もつとも、七年一月から約四カ月間を除けば、明治六年四月から実に同十一年（一八七八）五月まで、

文部卿は欠員のままであった。田中とほぼ同じ時期に大丞等を勤めた九鬼隆一とともに、田中は省務を管理する位置にあった。そのような位置にあつた田中の伺書であるから、実質的に文部省自身の大学構想を示すものと見て差支ないであろう。

それにしても、右の伺書のいふところは、きわめて具体的な大学計画であった。

明治八年五月といえど、すでに医学校が神田和泉橋通の校地から本郷本富士町の文部省用地（旧金沢藩邸・加賀前田家上屋敷跡地）へ移転を決定しており、文部省の計画承認の上で二ヵ月後の八年七月には起工式を行おうとしていた時点であった。

このような時点で大学校設立計画が同じ文部省から上申されていることはきわめて注目される。それは文部省が当時の東京医学校と東京開成学校との将来像を「大学」とみなしていなかつたことを示すものと考えられるのである。

この推測は次の経緯によつて裏書きされる。

すなわち、三條が文部省の伺に對して承認の達を発した六月十八日、田中は重ねて三條にあてて、総額約一九万三、五〇〇円の概算要求をした。神田一ツ橋の東京開成学校の校舎が狹隘になつたので、東京医学校と同様、該校も本郷の文部省用地に新校舎を作り移転したいと

いうのである。この伺は六月一十一日附で太政官内務課が受けつけている。全文は左の通りである。⁽¹⁵⁾

東京開成學校之儀生徒學業逐次隆盛ニ赴キ各教場及生徒寄宿舎等夫々設備不致テハ授業上妨碍不靜然ルニ即今ノ校舎タルヤ素ヨリ大學校ニ充用スル規模ニ無之諸般其宜ヲ得ス何分目下難差闇ニ付今回本郷當省用地ニ於テ新校構造致度候
因テ其費額概算取調候處金拾九万三千五拾五円ヲ要シ候尤着手之順次等有之候条本年七月以降壹年間ニ在リテ拾万円臨時別途御渡相成余者其後一年間ニ在リテ同様御渡相成度略圖面相添此旨至急仰御裁可候也

明治八年六月十八日

文部大輔 田中不一麿

太政大臣 三條實美殿

追而構造圖面等ハ本件御裁可之上尚詳細可及具陳候也

この打ち続く伺に対し、左院側では当然のことながら国府台の大学建設との関連を問題視して文部省側に再度照会したもののようにある。左院側の照会状は残っていないが、文部省側の回答が残つている。その全文は次のとくである。⁽¹⁶⁾

東京大學校設立之儀國府台大學校云々之儀ニ付差障旨御照会之趣致領承候然ル處今般本郷用地内ヘ新築スヘキ大學校ハ今ノ開成學校等ノ如キ外國語学ヲ以専門科ヲ修業スル者ヲ教養スルノ一校ニシテ他年國府台ニ可開設真ノ大學校トハ自ラ体裁モ異ナリ且同所之方ハ中小ノ學漸次完備而後逐々大學ニ登第之者輩出スルノ時機ニ至リ高等学校ヲ可相設将来之心算ニ候間之方為本郷ヘ新築候儀ニハ差障候次第無之候殊ニ右新築伺書ニモ記載之通目下差闇キ要件ニ候条此段御了承至急敷可相成候様御取計有之度御答旁及御倚頼候也

學務課長

明治八年七月一日

内務課長

高崎権大内史殿

サストモ生徒修学ノ上ニ於テ目下難捨置程ノ支障モ不相見旁以左案ノ通御指
令相成可然哉相伺候也

御指令案

伺之趣難聞届候事

明治八年十月三十日（朱書）

開成学校等の専門学校は「外国语ヲ以専門科ヲ修学スル者ヲ教養スルノ一校」で、本郷の大学校もその一種にほかならない。一方国府台に建築する予定の大学校はこれと全く別種のものだといふのである。そして注目すべきは、国府台の大学校を、「中小ノ学漸次完備而後逐々大学ニ登第ノ者輩出スルノ時機ニ至」つて設ける予定の「真ノ」「高等学校」であると述べている点である。田中の計画の中には、専門学科の教育の場としての「大学校」と、小中学教育の基礎の上に将来設けられるべき「大学校」という二種類の大学があつたわけである。後者の「真ノ」「高等学校」の具体的な内容はこれ以上明かになつていながら、それは学制本編に規定された邦人教師による中学の上に位置するものであることに間違いない。しかも邦語をもつて教育する、おそらくは総合的形態をもつ「大学校」であつたと推測されるのである。

しかし、文部省のこのような「大学校」構想は、太政官の側からすれば、無理な要求であったようである。左のような前文をもつ指令案が作成され、十月三十日附で達されている。⁽¹⁷⁾

別紙文部省同東京大学校設立之件審案候處凡費額拾九万三千円余ノ大建築ニシテ其経費タル別途支出ヲ要スル趣ニ候得共既ニ本年歳入出豫算相立從テ各庁經費年額御豫定ノ次第モ有之到底御聽許難相成ハ申迄モ無之如斯工事ヲ為

右の一連の経過は、法・理・文三学部の本郷移転がなぜ医学部の移転より大幅に遅れたかの理由も語るものであろう。もし文部省がこの時点で本郷への専門学校集中だけを掲げていたならば、事態は他の方に向へ進んだかも知れない。しかし、当時の文部省はそのようには考えず、公文書からみる限り、いわば重層的な大学建設計画——その本旨を國府台の「大学校」におく——をもつて進めていたといえるのである。

注目すべきことに、文部省は、明治十年（一八七七）東京大学設立以降も、国府台の大学校敷地の確保整備の努力をつづけている。

いまそのすべてを紹介する余裕はないけれども、たとえば、明治十年四月五日附田中文部大輔より岩倉具視あての伺書「千葉県管轄下總国葛飾郡國府台村大学校敷地内社寺等移転費交付之儀伺⁽¹⁸⁾」や、同年六月六日附の同じ伺書「千葉県下國府台村大学校敷地内農家移転費交付ノ儀伺⁽¹⁹⁾」をみれば、敷地内の社寺（天満天神宮・總寧寺など）や民家の移転費を文部省が要求しつづけたことを知ることができる。いずれの場合も三千円、四千円を超す費額が大藏省の「額外常費」の中から支払われているのである。右のうち、とくに前者の伺が、冒頭に掲げた東京大学設立の允許された四月五日と同日になされていることは、きわめて注目されるのである。同様の措置は、明治十三年（一八八〇）あ

たりまで続けられている。

結　び

「東京大学創立前後」と題しながら、この論稿では、もっぱら東京大学創立直前の文部省の大学構想と、高等教育政策の一端を素描するに止まってしまった。

しかし、ここに紹介した史料は、少くとも東京大学創立当時の文部省當局の東京大学觀に、ある種の照明をあてるものといえる。簡単に要約しながら、いくつかの論点と今後の研究課題とを示しておこう。

(一)明治四年設置直後の文部省當局は、南校の将来のあり方について、「専門大学校建設」の方向で考へるという路線をとっていた。といふより、その方向で構想する以外の選択はありえなかつた。このような専一的な路線選択に対して一定の対案を示したのが、明治五年八月の「学制」およびこれに附隨する外国人教師による中学校・医学校の構想である。「学制」体制は、「本編」の本文中にこそ抽象的な「大学校」像をかかげるに止まつたものの、他方実施過程では、既存の南校と東校とを、「外国人教師ニヨル中学校」「外国人教師ニヨル医学校」として位置づける、という構造をもつて出発した。

(二)このアンビバレンスを省内にあって鋭く衝いたのが大木喬任であつた。大学で行われるのは「専門学」の教育でありそれ以外ではない、という認識のもとに、大木は、学制本編の抽象的な大学規定を事実上無視する「専門学校規程」を「学制」編追加として発布した。この「学制」編追加は、一面では、南校の将来像を「専門大学校」

に限定するという五年八月以前の路線の確認を意味し、実際に、六年以後の東京大学の前身二校は、専門大学校化の方向をいよいよ強めていった。しかし他面、大木の論旨の中には、そのような専門大学校は、第一に学制のいう中学校としてではなく、あくまで一種の高等教育機関として作られねばならず、第二に、将来、そこを卒業した日本人が、日本語で中学校等において教授することを目指すべきだといふ期待があつた。教師・教育用語における全面的な外国依存と教育内容の「実事」への限定、およびこれらと結びついた学校形態の過渡的性格の承認とが、文部卿大木の、従つてまた「学制」編追加の構想の中心であった。

(三)この最後の側面を最も強く引きついだのが、田中不一麻呂であった。国府台大学校構想が、邦語で高等レベルの学術に到達する青年の出現を期待している点において、また、東京開成学校およびそれと東京医学校とを併合した東京大学を“たんなる専門学校”と位置づけている点において、右の関係は明確である。言いかえれば、明治十年の東京大学の「創立」は、少くとも当時の文部省首腦部にとっては、高等教育建設過程の過渡的な一ステップにすぎなかつたということができよう。

(四)今後、当然次のような事柄が検討されねばならない。

- (1)国府台大学校構想を文部省が放棄したのはいつであり、それはどのようないい、という認識のもとに、大木は、学制本編の抽象的な大学規定を事実上無視する「専門学校規程」を「学制」編追加として発布した。
- (2)東京大学への集中的な育成方策が明確化したのはどの段階からであり、そのような局面転換に動いた政府・文部省および東京大学内部の

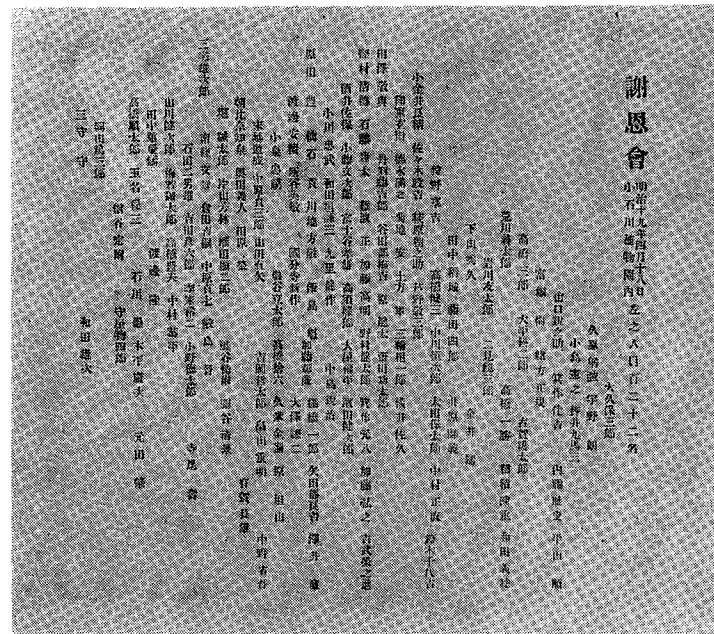
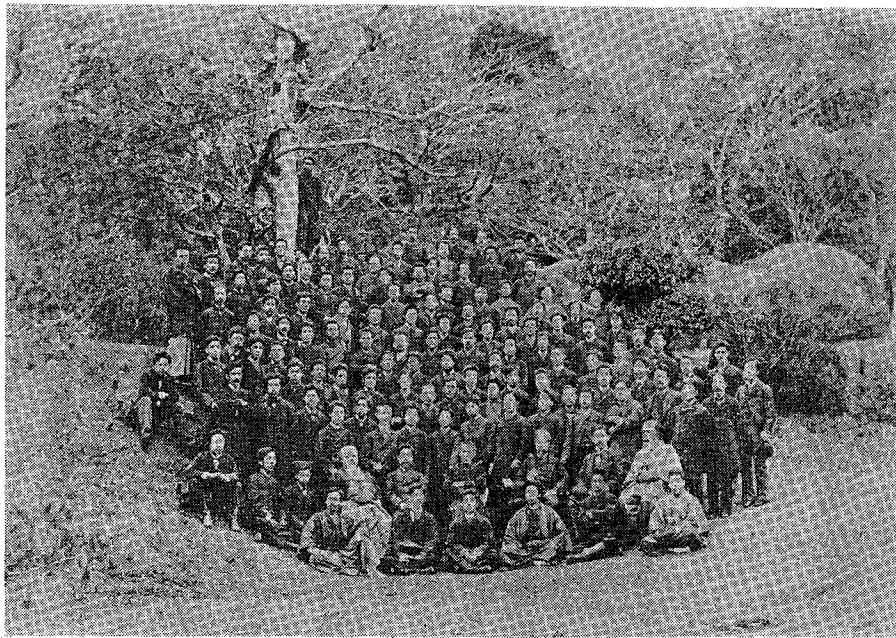
人的リーダーシップはどのような構造をもつものであったか。より具体的には、東京大学設立直前から直後ににおける、田中不二麻呂、九鬼隆一、加藤弘之、学監ダヴィッド・マレーらの行動と役割は何であり、あるいは東京大学内部の教育実態はどうであったか。

次の機会をまつて、発表したいと願っている。

注

- (1) 国立教育研究所編刊『日本近代教育百年史』(昭和四十九年) 第三卷
(学校教育編1) 第二編第三章高等教育第一節。
- (2) 国立国会図書館憲政資料室・大木喬任文書蔵。
- (3) 井上久雄『近代日本教育法の成立』(昭和四十四年) 一九〇~三三頁。
- (4) 仲新『明治の教育』(昭和四十一年) 九八頁、一〇一頁参照。
- (5) 『太政類典』第二編 第一百四十五卷第四類 学制三 学校第十五。
- (6) 同右、学校第十六。
- (7) 『東京帝国大学五十年史』(昭和七年) 上冊、一二四~二頁。
- (8) 手塚豊『司法省法学校小史』(1) (『法学研究』第四〇卷六号) による。
- (9) 『東京帝国大学五十年史』上冊、一二三頁。
- (10) 同右、一二四頁。
- (11) 『太政類典』前掲、学校第十八。
- (12) 『東京帝国大学五十年史』上冊、一二五四頁。
- (13) 以下(1)~(6)まで、すべて『太政類典』前掲、学校第十九に掲る。
- (14) 『公文録』文部省之部 明治八年六月乙。
- (15) 同右、文部省之部 明治八年十月。
- (16) 同右。
- (17) 同右。
- (18) 同右、文部省之部 明治十年(自四月^{至六月}第十一)。
- (19) 同右、文部省之部 明治十年(自四月^{至六月}第十一)。

(てらさき まさお・百年史編集委員会委員)



加藤弘之先生謝恩会記念写真（明19. 4. 18 於小石川植物園）

明治19年3月1日、東京大学は帝国大学に改組され、それに伴い同9日附で渡辺洪基が初代帝国大学総長に就任した。この加藤弘之に対する謝恩会は、元東京大学卒業生達が加藤に対して敬慕の念を表出したものであったと同時に、渡辺の総長就任に対する疑問をデモンストレートする意味のものであった。